

自然災害発生・警報発表時及び 事件・事故等の緊急時の対応について

ケース① 市内のいずれかで震度5強以上の地震が観測された時 大規模地震「警戒宣言」発表時 の対応

※周辺の鉄道等の運転再開の見込みがない場合や、学校及び周辺地域が停電の場合も大規模地震発生時と同様の対応を行う。

在宅時	原則として学校は臨時休業とする。 (保護者は、児童を自宅待機させ、登校させないようにする。)
登下校時	原則として学校は臨時休業とする。(ただし、登校を完了している児童や下校前の児童については、学校で保護し、保護者に引き渡す。)
在校時	学習を打ち切り、原則として児童は保護者に引き渡す。
校外での活動中	原則として学習を中止し、児童を安全な場所へ避難誘導の上、速やかに帰校する。その後、保護者に引き渡す。

※大規模地震「警戒宣言」とは、東海地震を想定し大規模地震対策特別措置法により発せられる「警戒宣言」(短期的予報・長期的予報)です。

【児童在校時：保護者の対応】

○保護者は大規模地震の状況を把握したら、できるだけ早く学校へ迎えに来てください。

(そのような場合は、学校からの連絡は“ない”と想定してください)

○迎えに来られない場合は、「災害時代理人(「児童連絡票」に記入した方)」に引き取りを依頼してください。

① 学級担任が直接保護者に引き渡します。(校庭または各教室)

※ 学童の児童、学区外の児童を含むすべての児童は直接保護者に引き渡します。

② 保護者が迎えに来られない場合は、「災害時代理人」に児童を引き渡します。

③ 保護者または「災害時代理人」が迎えに来るまで、児童は学校留め置きとなります。

※ 安全上、徒歩での引き取りをお願いします。

「災害時代理人」については、児童が顔や名前を必ず知っていることが大切です。毎年同じ方をお願いするとしても、年度始め(4月)には必ず各家庭でご確認をお願いします。



ケース② 風水害等の警報発表時の対応

風水害等の特別警報、警報発表時における児童の登下校については、児童の安全を最優先した横浜市立学校の統一的な対策に基づき、次のようにします。各家庭におかれましては、テレビ・ラジオ等により、情報を正確に把握して対処してください。

<児童在宅時>

- 横浜市内(神奈川県全域または神奈川県東部)に**特別警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報・降灰予報**が午前6時の段階で継続中の場合は、児童の安全確保のため当日は**臨時休業**となります。学校からの連絡はありません。(メール配信は、しませんので、ご承知おきください。)児童を登校させないようご注意ください。

**特別警報 暴風警報
【午前6時】大雪警報 暴風雪警報
降灰予報**

学校は臨時休業
児童は登校しない

※ 上記以外の警報(大雨警報など)については、特別の事情があつてメール配信した場合以外、**平常授業**となります。集団登校を原則としますが、各家庭の判断で保護者の方が学校まで付き添ったり、登校時間を見合わせたりする等の対応をしてください。

<児童在校時>

- **特別警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報・降灰予報**が児童在校中に発令された場合、あるいは今後発令が予想される場合、校長の判断により、直接引き渡しを行うことがあります。決定された時点で、メール配信(メール登録をされていない方は、その方々への緊急電話連絡)を使い、保護者に対して緊急連絡をします。

【直接引き取り方法について】

保護者、もしくは、災害時代理人(「児童連絡票」に記入した方)は、児童を直接引き取るために学校に来校していただきます。

※訓練時と風水害の場合のみ、学童については、学童の集合場所に移動させ、学童の担当者に引き渡します。

ケース③ 事件・事故等、緊急時の対応

状況に応じてメール配信(未加入者→緊急電話連絡)にて連絡をし、原則として「保護者引き取り」となります。

☆本校では、「緊急時の対応について」は、メール配信(未加入者→緊急電話連絡)により状況をお知らせします。即時に正確な情報を得るため、メール(すぐる)配信への登録をお願いします。

※先の東日本大震災の時のように、大規模災害発生時には、メール配信をはじめ、一部の通信手段が使用不能になることがあります。本プリントならびに、「ご家庭掲示用」のプリント(本日配付)をよくお読みいただき、緊急・災害の対応に備えてください。